

議員案第 3 号

栃木市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 7 年 1 2 月 1 7 日提出

|     |         |   |   |   |    |
|-----|---------|---|---|---|----|
| 提出者 | 栃木市議会議員 | 永 | 田 | 武 | 志  |
| 同   | 同       | 福 | 田 | 裕 | 司  |
| 賛成者 | 同       | 大 | 谷 | 好 | 一  |
| 同   | 同       | 茂 | 呂 | 健 | 市  |
| 同   | 同       | 古 | 沢 | ち | い子 |
| 同   | 同       | 岡 |   | 賢 | 治  |
| 同   | 同       | 小 | 堀 | 良 | 江  |

## 栃木市条例第 号

### 栃木市議会委員会条例の一部を改正する条例

栃木市議会委員会条例（平成 22 年栃木市条例第 242 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「理財部」を「財務部」に改め、「大平、藤岡、都賀、西方及び岩舟総合支所の所管に属する事項」を削る。

第 2 条第 2 項第 2 号中「及び保健福祉部」を「、保健福祉部及びこども未来部」に改め、「大平、藤岡、都賀、西方及び岩舟総合支所の所管に属する事項」を削る。

第 2 条第 2 項第 3 号及び第 4 号中「大平、藤岡、都賀、西方及び岩舟総合支所の所管に属する事項」を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日において、この条例による改正前の栃木市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）に基づく常任委員会の委員長、副委員長及び委員であった者（以下「旧委員等」という。）については、この条例の規定による改正後の栃木市議会委員会条例（以下「新条例」という。）に基づく常任委員会の委員長、副委員長及び委員とみなす。
- 3 前項の規定により新条例に基づく常任委員会の委員長、副委員長及び委員とみなされた者の任期は、旧委員等としての残任期間と同一の期間とす

る。

- 4 この条例の施行の際現に旧条例に基づく常任委員会に付託されている事件は、新条例に基づく常任委員会が引き継ぐものとする。



## 議員案第 3 号

### 栃木市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

#### 提案理由

平成 28 年度において本市の組織機構改革が実施されるにあたり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市議会委員会条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

#### ◎改正の概要

- 1 常任委員会所管の部名及び所管に属する事項を改めること。(第 2 条関係)
- 2 施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日とすること。(附則関係)

#### 〔参照条文〕

##### 地方自治法抜粋

##### (議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

議員案第3号

栃木市議会委員会条例の一部を改正する条例

| 現                                                                | 行 |
|------------------------------------------------------------------|---|
| (常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管)                                      |   |
| 第2条 略                                                            |   |
| 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。                                  |   |
| (1) 総務常任委員会 9人                                                   |   |
| 総合政策部、総務部、 <u>理財部</u> 、消防本部、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会<br>の所管に属する事項 |   |
| <u>大平、藤岡、都賀、西方及び岩舟総合支所の所管に属する事項</u>                              |   |
| 他の常任委員会の所管に属しない事項                                                |   |
| (2) 民生常任委員会 9人                                                   |   |
| 生活環境部 <u>及び保健福祉部</u> の所管に属する事項                                   |   |
| <u>大平、藤岡、都賀、西方及び岩舟総合支所の所管に属する事項</u>                              |   |
| (3) 産業教育常任委員会 8人                                                 |   |
| 産業振興部、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項                                      |   |
| <u>大平、藤岡、都賀、西方及び岩舟総合支所の所管に属する事項</u>                              |   |
| (4) 建設常任委員会 8人                                                   |   |
| 建設水道部及び都市整備部の所管に属する事項                                            |   |
| <u>大平、藤岡、都賀、西方及び岩舟総合支所の所管に属する事項</u>                              |   |

改 正 案

(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管)

第2条 略

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務常任委員会 9人

総合政策部、総務部、財務部、消防本部、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項

他の常任委員会の所管に属しない事項

(2) 民生常任委員会 9人

生活環境部、保健福祉部及びこども未来部の所管に属する事項

(3) 産業教育常任委員会 8人

産業振興部、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項

(4) 建設常任委員会 8人

建設水道部及び都市整備部の所管に属する事項